

県内企業まるごと P R 業務に係る企画提案募集要項

1 趣旨

県内企業の P R カ・プレゼンカの強化を図ることで、企業の有益な雇用機会が得られるよう、PR 方法の研修を行い、来季採用見込みのある県内企業を複数集め、県内において PR 会を実施し、大学生・転職希望者等を対象に企業や自社製品 P R 等のプレゼン及び就職相談等を実施するほか、大都市圏等に在住している本県出身者等の県内企業への就職を促進し、地域経済を支える人財の確保と本県への還流促進を図ることを目的として「県内企業まるごと P R 業務」を実施する。

本業務の実施に当たり、知識・経験を有する事業者より企画提案を受け、その中から、もっとも効果的と思われる企画提案を行った事業者を選定するものである。

2 委託業務名

県内企業まるごと P R 業務

3 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 委託経費上限額

14,368 千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

5 業務の内容

(1) 県内企業 P R 会対応研修会の実施

就職のための企業説明会やガイダンスにおける県内企業の自社 P R カやプレゼンカの強化を図り、雇用確保の向上に向けた研修会を開催する。

① 内容

ア P R 事前研修

企業 P R の方法（自社の特徴の把握と情報発信）、P R 会出展への心構え、受入れ体制（ブース、装飾、接遇）の作り方・プレゼンテーションのパワーポイントの作成、プレゼン実施方法等を説明する。

イ フォローアップ研修

内定辞退を防ぐため、P R 会・説明会実施後のフォローアップの方法を説明する。

② 実施回数

2 回

③ 開催場所

県内

④ 参加対象企業

県内企業（下記(2)の県内企業合同 P R 会に参加する企業を優先する。）

最大 20 社程度

⑤ 募集方法等

- ・チラシ作成及び H P 等による募集を行い、その取りまとめ及び連絡調整を行う。
- ・募集に際しては効果的な広報を実施する。
- ・参加企業の登録情報は、原則、発注者である県に提供するものとする。

⑥ 運営等

研修の実施内容の企画立案、会場の手配・運営、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、参加企業の募集の一切の業務を行う。

⑦ アンケート

・当該事業の効果等を把握するため、参加企業に対し、アンケートを実施し、集計・分析を行う。

(2) 県内企業合同 P R 会の開催

県内企業の P R 力の強化と、学生や転職希望者に対する県内企業の認知を向上させることを目的に、来季採用見込みのある企業を複数集め、県内外の大学生・高校生（いずれも卒業学年に限らない）、転職希望者等を対象に、県内において P R 会を開催する。

① 内容

企業の製品展示ブース・就職相談ブース設置、企業プレゼン等

② 実施時期

8 月～9 月

③ 実施回数

1 回

④ 開催場所

県内

⑤ 参加対象者

高校生・大学生・転職希望者、採用担当教諭等

⑥ 参加対象企業

県内企業（青森県内に本社又は拠点をもつ事業所） 最大 20 社程度

⑦ 募集方法等

・参加企業・参加者ともに、チラシ作成及び H P 等による募集を行い、その取りまとめ及び連絡調整を行う。

・募集に際しては効果的な広報を実施する。

・参加企業及び参加者の登録情報は、原則、発注者である県に提供するものとする。

⑧ 運営等

合同 P R 会のための実施内容の企画立案、会場の手配・運営、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、参加企業及び参加者の募集の一切の業務を行う。

⑨ アンケート

・当該事業の効果等を把握するため、参加企業及び参加者に対し、アンケートを実施し、集計・分析を行う。

(3) 県内企業と U I J ターン就職希望者とのマッチングの場の提供

U I J ターン就職希望者を採用予定の県内に事務所を有する企業に対し、東京都内において、マッチングの場（企業説明や面談を行う場）を提供する。

① 実施回数

3 回

② 開催場所

東京都

③ 参加対象者

大都市圏在住で本県への U I J ターン就職を希望する者

④ 参加対象企業

県内企業（青森県内に本社又は拠点を有する事業所） 15 社以上

⑤ 募集方法等

- ・参加企業・参加者ともに、チラシ作成及びH P 等による募集を行い、その取りまとめ及び連絡調整を行う。
- ・募集に際しては効果的な広報を実施する。
- ・参加企業及び参加者の登録情報については、原則として発注者である県に提供するものとする。

⑥ 運営等

- ・マッチング会のための実施内容の企画立案、会場の手配・運営、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、参加企業及び参加者の募集の一切の業務を行う。
- ・マッチングを実施するにあたり、参加企業と参加者に対するアテンドを行う。

⑦ アンケート

- ・当該事業の効果等を把握するため、参加企業及び参加者に対し、アンケートを実施し、集計・分析を行う。
- ・マッチング参加アンケート、就職状況調査は必須とする。

⑧ 定期報告及び打合せ

- ・業務実施にあたっては、発注者である県と定期的な打合せを行う。

(4) 求人情報・転職情報サイトへの広告掲載

U I J ターン就職希望者が利用する民間の求人情報サイトへ、県内企業が企業情報や採用情報等を掲載する広告等をW E B 上に掲載する。

① 掲載時期

通年

② 掲載方法

W E B 上の求人情報・転職情報サイトに掲載する。

③ 広告掲載対象企業及び件数

県内企業 80 件以上（最大 100 件）

④ 募集方法

- ・チラシ作成及びH P 等により、W E B による企業情報等の広告を掲載したい県内企業を募集する。
- ・掲載企業等の登録情報については、原則として発注者である県に提供するものとする。

⑤ 運営等

企業情報等掲載内容の原稿作成、情報の追加・更新等情報管理の一切の業務を行う。

⑥ 定期報告及び打合せ

業務実施にあたっては、発注者である県と定期的な打合せを行う。

(5) 大規模転職フェアへの県内企業の出展支援

転職希望者が多く集まる大規模転職フェアに青森県の自治体ブースを設け、その中に県就職相談コーナーのほか、県内企業を出展させ、県全体でP Rを行う。

（大規模：1 日当たりの来場者数 1,500 人以上）

① 実施回数

1 回以上

② 開催場所

東京都

③ 参加対象者

大都市圏在住で本県へのU I Jターン就職を希望する者

④ 参加対象企業

県内企業（青森県内に本社又は拠点を有する事業所）であり、出展費用の3分の1を負担できる企業であること。（参加企業数7社及び県ブース）

⑤ 募集方法等

- ・参加企業・参加者ともに、チラシ作成及びHP等による募集を行い、その取りまとめ及び連絡調整を行う。
- ・募集に際しては効果的な広報を実施する。
- ・参加企業及び参加者の登録情報については、原則として発注者である県に提供するものとする。

⑥ 運営等

- ・参加企業の募集・出展促進・参加準備のサポート、会場設営、運営スタッフの手配、当日の受付・進行管理等転職フェア出展に係る一切の業務を行う。
（転職フェア主催者の場合は、フェアの企画立案・会場の手配等の業務も含む）
- ・参加者の募集に係る一切の業務を行う。

⑦ アンケート

- ・当該事業の効果等を把握するため、参加企業及び参加者に対し、アンケートを実施し、集計・分析を行う。
- ・参加アンケート、就職状況調査は必須とする。

⑧ 定期報告及び打合せ

- ・業務実施にあたっては、発注者である県と定期的な打合せを行う。

6 対象となる事業経費

(1) 事業費	① 会場借上費、会場設営費（椅子・テーブル等含む）、 ② 広報費（ポスター・チラシ等）、 ③ 広報費に付随するデザイン料及び印刷製本費等、 ④ 通信運搬費（電話料、データ通信料等）、 ⑤ WEB広告制作費（デザイン料含む）、 ⑥ 本事業に係る消耗品等購入費 （コピー用紙・封筒等備品の程度に至らないもの）
(2) 人件費	委託業務に従事する者の人件費相当額 （計画立案から制作・運営管理をする者）
(3) その他	その他諸経費（事業に係る経費の10%以内の額とする） ※ 但し次に掲げる経費は対象外とする。 飲食代、その他事業と関連性が認められない経費

7 業務の再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

8 企画提案応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) U I J ターンに関する取組の実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。
- (2) 当該業務について適正な経理執行体制を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）。
- (3) 本事業の公益性を十分に理解している事業者・団体であること。
- (4) 過去に国又は地方公共団体から合同企業説明会等、就職支援関連業務を受託した実績を有していること。又は、これと同等の実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者ではないこと。
- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (7) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (9) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (10) 有料職業紹介事業の許可を有すること。

9 応募書類

(1) 企画提案提出書（様式 1 及び付表）

(2) 企画提案書（様式 2）

(3) 経費積算書（様式 3）

契約予定額の上限額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成してください。

(4) その他企画提案を説明するのに必要な書類

(5) 事業者・団体の概要がわかるもの

会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料

(6) 会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの

(7) 貸借対照表及び損益計算書（直近 2 事業年度分）

(8) 会計事務に関する規程等

団体における旅費の支給や物品の購入に関する取扱いが盛り込まれているもの

(9) 個人情報の取扱いに関する方針、規程等

(10) 危機管理体制に関する方針、規程等

(11) 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

(12) 留意事項

- ① 企画提案は一法人につき 1 提案とする。
- ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- ④ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ⑤ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。
- ⑥ 提出後に辞退する場合は、**辞退届**（任意様式・A 4 サイズ）を提出すること。

10 募集期限及び応募方法

(1) 募集期限

平成30年6月1日（金）17時必着

(2) 応募方法

- ① 企画提案に応募する場合は、**前記9**に示している書類を、青森県商工労働部労政・能力開発課就業支援グループ（県庁南棟4階）に直接持参するか郵送すること。
- ② 直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。
- ③ ファックスや電子メールでの応募は受け付けない。

11 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

平成30年5月22日（火）17時まで

(2) 質問方法

- ① **質問書（様式4）**に記入の上、下記「15 問い合わせ先・応募窓口」にてFAX又は電子メールで提出すること。
- ② 原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。

(3) 回答方法

- ① 回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載する。
- ② 質問内容が、質問書を提出した者固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しないこととする。

12 企画提案競技審査実施方法

(1) 審査会

① **日程：平成30年6月6日（水）予定**

② **場所：青森県庁内**

・時間及び場所等、詳細については別途連絡します

(2) 審査実施方法

- ① 応募者は、提出された企画提案内容について、所定の時間内にプレゼンテーションを行うこととする。
- ② プレゼンテーションは、事前に提出された書類で行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- ③ 応募者多数の場合には、企画提案書による書面審査を実施し、審査会参加者を決定する。

(3) 選考基準

- ① 事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っているか。
（事業を効果的に実施できる体制が整っているか。）
- ② 会場の選定について（参加者が分かりやすい場所が選定されているか、また、PR研修会、PR会、マッチング会等それぞれの目的にあった会場が設定されているか。）
- ③ 実施（運営）方法が効果的か。
- ④ 参加企業の募集方法が効果的か。
- ⑤ 参加者の募集方法が効果的で、集客が見込める内容となっているか。
- ⑥ アンケート内容が、効果を検証できる内容となっているか。
- ⑦ 広告の掲載方法及び内容について効果的か。
- ⑧ 掲載企業の募集方法について効果的か。

- ⑨ 掲載情報について、追加・更新の情報管理がなされる内容となっているか。
- ⑩ 企業説明会又は面接会等の開催の実績があるか。
- ⑪ 経費の妥当性（経費の積算は適切か。）

13 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

- ① 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。
- ② 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。
- ③ 本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受託者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

(3) 事業報告等

受託者には、事業の実施状況について適宜県に報告するとともに、事業終了後は速やかに実績報告書等を提出すること。（契約の際に様式を提示する。）

14 その他留意事項

- (1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (4) 事業の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるので、留意すること。
- (5) 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月 24 日青森県条例第 57 号）等を遵守すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

15 問い合わせ先・応募窓口

青森県商工労働部 労政・能力開発課 就業支援グループ（県庁南棟 4 階）

住 所：〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号

電 話：0 1 7 - 7 3 4 - 9 3 9 8

F A X：0 1 7 - 7 3 4 - 8 1 1 7

E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp